こども福祉課　出前講座

令和8年9月15日（火）摂陽小学校

伊丹市役所　こども福祉課
家庭児童相談室　堀　夏海

伊丹市こども福祉課について

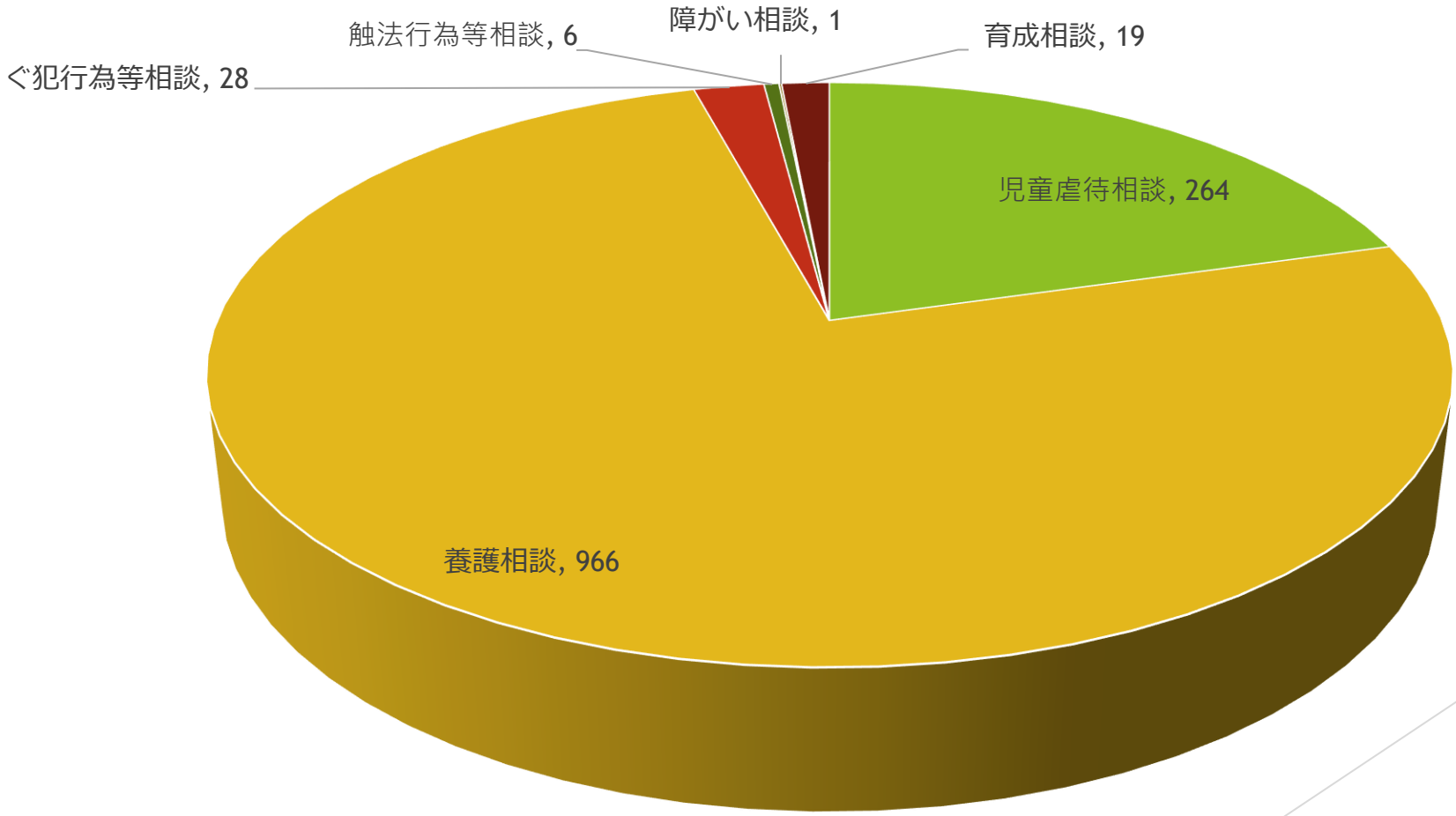
市役所２階のこども福祉課にあります。

こどもたちの健やかな成長を願って、こどもとその家族、また、こどもに関わる全ての方々のいろいろな悩みや心配ごとをお聞きし、問題解決のお手伝いをしています。

0歳から18歳未満のお子さんのことなら、なんでも相談していただけます。

令和７年度　こども福祉課　相談件数

- 令和７年度の児童虐待通告相談数は２６４件
- その他の相談は１０２０件



児童相談所との違い

児童相談所は、全国の都道府県や政令指定都市に設置されている行政機関で、こどもの虐待や育てにくさ、非行などさまざまな問題に対応するための専門的な相談・支援を行います。

一方で、こども福祉課は、こどもや家族の日常的な相談を受け付け、地域に密着した支援や予防的な対応を担当しています。児童相談所が問題発生後の専門的対応中心なのに対し、こども福祉課は日常的な相談や早期発見・予防に力を入れています。

機関名	設置場所	主な役割	対応内容	対応対象
児童相談所	都道府県・政令指定都市	子どもの虐待や非行の対応、保護	児童虐待対応、保護措置、非行問題相談、緊急対応	児童全般（重篤事案含む）
家庭児童相談室	市町村	地域の子ども・家庭の相談窓口	育児相談、親子関係相談、子育て支援の案内	地域の子ども・家族

大人からこどもへの避けたい関わり

身体的虐待



殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

性的虐待



こどもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト



家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待



言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（面前DV）など

不適切な関わりがこどもに及ぼす影響



しつけ？体罰？これってどっち？？



CASE 01



お菓子売り場にて

お菓子売り場で「お菓子買って～！」と駄々をこねる。ダメと言っても言うことをきかないので、周りへの迷惑も考えて、叩いて、無理やりお菓子売り場から連れ出した。



しつけのためだと思っても、「叩く」ことは、「体罰」です。

POINT

まずは、こどもの買いたい気持を受け止めましょう。そのうえで、買うことができない理由を冷静に伝えましょう。そして、気持ちを切り替えることができたら、認める声がけをしましょう。



しつけ？体罰？これってどっち？？



CASE 02



おもちゃの取り合いで…

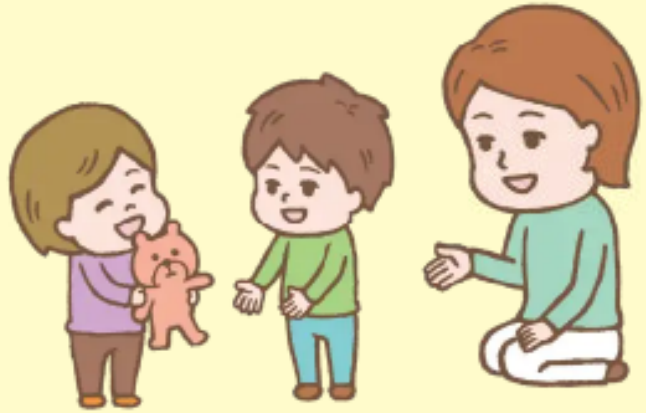
友だちとおもちゃを取り合い。「貸してあげなさい」と何度も言ったが聞かないので、叩いた後、「言うことを聞かない子は、うちの子じゃありません！あなたなんか生まれてこなければよかった！」と怒鳴った。



しつけのためだと思っても、「叩く」ことは、「体罰」です。
さらに、「著しい暴言や著しく拒絶的な対応をすること」は、
「虐待」として禁止されています。

POINT

まずは、気持ちを受け止めたうえで、「どうしたらいいかな？」と問いかけて一緒に考えてみましょう。解決策を提案したり、別の遊びなど他に注意を促したりするのも効果的です。



しつけと体罰の違いって？

体罰が許されないものであることが法定化されました。こどもの権利が守られる体罰等のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかなくてはなりません。

しつけとは

こどもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、こどもをサポートして社会性を育む行為です。



体罰とは

こどもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）です。



体罰等がこどもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、
「しつけ」と称した暴力なども含め、体罰等が繰り返されると、
心身に様々な悪影響が生じる可能性があります。

体罰等によらない子育てのための工夫のポイント

体罰等はよくないと分かっていてもいろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じられることもあります。一方で、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、こどもも大人も同じです。

POINT 01

こどもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

- 相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、こどもは気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。
- こどもに問いかけたり、相談をしながら、どうしたらよいかを一緒に考えましょう。



POINT 02

「言うことを聞かない」にも いろいろあります

- 保護者の気をひきたい、子どもなりに考えがある、言われていることをこどもが理解できていない、体調が悪いなど、様々な理由があります。
- 「イヤだ」というのは、こどもの気持ちです。こうした感情を持つこと自体はいけないことではありません。

POINT 03

こどもの成長・発達によっても 異なることもあります

- こどもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。
- それぞれのこどもによって成長・発達の状況にも差があることを理解しましょう。こども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアが必要なこともあります。



POINT 04

こどもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう

- 乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、「触っちゃダメ！」と叱らないでよい環境づくりを心がけましょう。
- こどもが困った行動をする場合、こども自身も困っていることがあります。こどもが自分でできるように教えてあげたり環境を整えてあげましょう。

POINT 05

注意の方向を変えたり、やる気に働きかけてみましょう

- こどもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能なら、待つことで子どもの気持ちや行動が変化するかもしれません。
- 難しければ、場面を切り替えること（家から出て散歩をする等）で注意の方向を変えてみてもよいでしょう。



POINT 06

肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に

- こどもに伝えるときは、「ここでは歩いてね」など、肯定文で何をすべきかを具体的に、また、穏やかに、より近づいて、落ち着いた声で伝えると、こどもに伝わりやすくなります。
- 「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行うことで、やり方を示したり教えたりすることもできます。



POINT 07

良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

- こどもの良い態度や行動を褒めることは、こどもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。
- こどもの態度や行動を褒めるときは、何が良いのかを具体的に褒めると、こどもにより伝わりやすくなります。

こどもがもっている４つの権利



全てのこどもは、健やかに成長・発達し、その自立が図られる権利が保障されることが、平成28年の児童福祉法の改正によって明確化され、保護者は、こどもを心身ともに健やかに育成することについて、第一義的責任を負うとされています。
また、全ての国民は、こどもの最善の利益を考え、年齢や成熟度に応じてこどもの意見が考慮されるように努めることとされています。

児童虐待かもと思ったら

- 児童虐待防止法に基づき、虐待の可能性がある場合、速やかに通告することが義務とされています。

- 虐待の早期発見と被害の拡大防止を目的としており、通告者は特定されないことが信頼の前提とされています。

- 一方、守秘義務は、業務上知り得た情報を第三者に漏らすことを禁じる法律上の義務です。しかし、児童虐待防止法では、通告義務が守秘義務よりも優先されるため、通告者は守秘義務違反に問われることはありません。

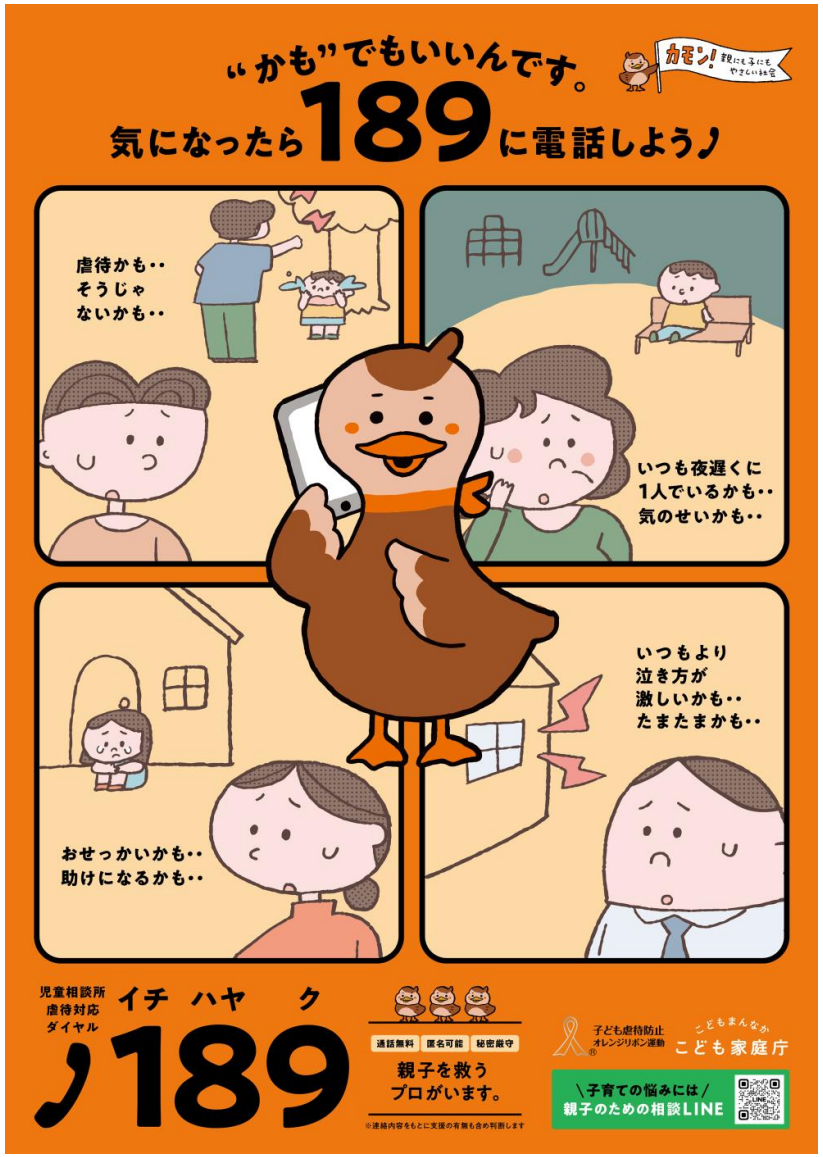
通告がなぜ必要なのか

- 虐待を受けているこどもや、虐待してしまっている親自身は、自分から「助けて」の通告がしにくくなります。

- 虐待を受けているこども自身は、他の家庭の状況を知らないため、自分が殴られる、閉じ込められる、食事を与えられないなどを受けていても、「自分が悪いからだ」と自分を責めていることがあります。

- 虐待しているの親自身は、多くの場合、虐待してはいけないと思っていますが、その行為を止められなくなってしまうこともあります。親自身、「助けて欲しい」「誰か止めて欲しい」と思っていることも少なくありません。

- 行政による支援は、通告があって始めてスタートします。行政自体が「虐待が起こっていないか」を探るのは難しく、複数の通告（情報提供）があると、こどもや親の状況をより的確に把握することができ、親子への支援をスタートさせることができます。


“かも”でもいいんです。
カモン！親にも子にもやさしい社会
気になったら189に電話しよう♪
虐待かも‥
そうじゃ
ないかも‥
いつも夜遅くに
1人でいるかも‥
気のせいかも‥
いつもより
泣き方が
激しいかも‥
たまたまかも‥
おせっかいかも‥
助けになるかも‥
児童相談所
虐待対応
ダイヤル
イチ ハヤ ク
189
通話無料
匿名可能
秘密厳守
親子を救う
プロがいます。
※連絡内容をもとに支援の有無も含め判断します
子ども虐待防止
オレンジリボン運動
こどもまんなか
こども家庭庁
＼子育ての悩みには／
親子のための相談LINE


親子のための
相談LINE
子育ての悩みには
相談LINEが
いいかも♪
匿名可能
秘密厳守
親子を支える
プロがいます。
子育てしんどい‥
もうガマンできないかも。
すぐイラッとしちゃう。
子育て向いてないのかな‥
いうこと聞かなくて
手がかかりすぎる‥！
もしかして育てにくいタイプ‥？
＼親への悩みも相談LINE／
親が自分に厳しすぎる気がする
私のことキライなのかな‥
カモン！親にも子にもやさしい社会
相談LINEに
まずは登録
子ども虐待防止
オレンジリボン運動
こどもまんなか
こども家庭庁

こども福祉課の利用できるサービス

①子育て世帯訪問支援事業（ヘルパー派遣事業）

1.事業内容について

伊丹市では、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員（ヘルパー）を派遣し、家事・育児等の支援を実施するとともに、家庭が抱える不安や悩みを傾聴することにより、養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、子育て世帯訪問支援事業を実施しています。

2.対象者について

伊丹市に居住し、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭及び支援の必要性が高い妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭

3.支援内容について

・家事に関すること（日常的に行われている家事に対する支援）

食事の準備、洗濯、生活必需品の買い物、部屋の掃除等

・育児に関すること（保護者の方が主体的に実施される育児への補助的支援）

離乳食、ミルクの準備、沐浴の補助、おむつ交換の補助等

①子育て世帯訪問支援事業（ヘルパー派遣事業）

4 .利用期間について

利用期間については、およそ2か月とし、こども福祉課において支援の効果や継続の必要性等を評価いたします。

5 .利用者負担額について（1時間あたり）

世帯の区分に応じて、料金が異なります。

世帯区分	金額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	300円
市民税所得割課税額77,101円未満世帯	600円
その他の世帯	1,500円

6.その他

・ご家庭の状況等を確認させていただき、利用期間・回数については、こども福祉課職員が保護者の方からご希望をお聞きし、支援の必要性等を考慮し、一緒に相談しながら決定させていただきます。

こども福祉課の利用できるサービス
②子育て家庭ショートステイ事業について

1. 事業内容について

こどもを養育しているご家庭の保護者が、出産・疾病・事故・災害・冠婚葬祭・転勤・出張、その他社会的理由で家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合、緊急一時的に保護を必要とする場合に、そのこどもを児童福祉施設等で養育・保護します。

2. 対象者について

・こどもの保護者の疾病
・育児疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由
・保護者の冠婚葬祭
・保護者の事故・災害等

②子育て家庭ショートステイ事業について

3. 利用者負担額について（1日あたり）

世帯区分	2歳未満児	2歳以上児	保護者
生活保護世帯及び準ずる世帯	0円	0円	0円
市民税非課税世帯	1,100円	1,000円	300円
その他の世帯	5,350円	2,750円	750円

4. 申し込み方法について

利用をご希望される場合は、こども福祉課へご連絡ください。

＊事業所との調整等がございますので、必ずしもご希望の日時にご利用できるとは限りません。できるだけお早めにご相談ください。

～ご利用された方からいただきましたご意見～

①　ヘルパー派遣事業

・ヘルパーさんに洗濯や掃除をしていただくことで、こどもたちと余裕をもって遊ぶ時間ができました。
・家事を手伝ってもらえたことも助かりましたが、話し相手にもなってもらえ気分転換になりました。
・初めは、家のことを手伝っていただくことに抵抗がありましたが、ヘルパーさんから「少しぐらい息抜きも必要ですよ。」と言ってもらえ、すごく気持ちが楽になり、手伝ってもらうことに対する抵抗もなくなりました。



②　ショートステイ事業

・急な用事で、どうしてもこどもと一緒に行くことができない時に利用することができて、すごく助かりました。
・体調が悪く、自分自身の体を休めたい時に利用することができ、ありがたかったです。
・毎日の育児に少し疲れ、ショートステイを利用してみました。利用中、気持ちを整理することができ、新たな気持ちで育児に向き合うことができました。



子育て悩み相談窓口

伊丹市の相談窓口一覧表

相談窓口	相談内容	受付時間	電話番号
こども福祉課	子育て相談 (18歳までの子ども)	月～金曜 9時～17時00分 (祝・休日、年末年始除く)	072－780－3518
保健センター	乳幼児期の子ども の相談	月～金曜 9時～17時00分 (祝・休日、年末年始除く)	072－784－8034
こども発達支援センター あすばる	子どもの発達相談	月～金曜 9時～17時00分 (祝・休日、年末年始除く)	072－784－8128
子育て支援センター	就学前の子育て相談	月～金曜 9時～17時00分 土・日曜 9時～17時 (第3日曜、祝・休日、 年末年始除く)	072－771－1152
DV相談室	DV相談	月～金曜 9時～17時00分 (祝・休日、年末年始除く)	072－780－4327
川西こども家庭センター 24時間ホットライン	子育て相談 (18歳までの子ども)	24時間対応	072－759－7799